

財団法人山口県剣道連盟級位審査規則

財団法人山口県剣道連盟級位審査規程（平成元年 11 月 30 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、財団法人全日本剣道連盟が定める剣道級位審査規則及び財団法人山口県剣道連盟寄付行為（以下「寄付行為」という。）第 33 条に基づき級位の審査に必要な事項を定める。

（級位）

第 2 条 級位は一級から七級までとし、審査は寄付行為第 37 条により地区剣道連盟から別記様式 1 による申請に基づき、地区剣道連盟に委託して行うものとする。

（審査員）

第 3 条 級位の審査は、会長が委嘱した剣道五段以上の 5 名の審査員をもって行うものとする。

（受審資格）

第 4 条 級位の受審資格は、次の通りとする。

- ① 受審資格年齢は、四級以下は小学校 1 年生以上とし、三級以上は小学校 5 年生以上とする。
- ② 受審修業年数は、二級までは 5 ヶ月とし、一級については二級受級後 1 年以上とする。
なお、地区剣道連盟会長が特別な事由があると認めるときは、級位、修業年数によらず上位の級位を受審させることができる。

この場合に手数料は、認定までの級位手数料の累計額とする。

（審査方法）

第 5 条 級位の審査は、立ち会い前後の作法及び正面打ち、切り返しの実技と次の、級位毎に定める「剣道基本技稽古法」の指定技を行うものとする。

剣道基本技稽古法については、元立ち、掛り手の双方を行う。

- ① 一級は、基本 1 から 9 までとする。
- ② 二級は、基本 1 から 6 までとする。
- ③ 三級は、基本 1 から 4 までとする。ただし、基本 1 の突技は除く。
- ④ 四級以下は、基本 1 から 3 までとする。ただし、基本 1 の突技は除く。

（合格証書の発行）

第 6 条 地区剣道連盟会長は、別記様式 2 により、手数料を添えて会長に合格証書の発行を申請するものとする。

2 級位合格者については、別記様式 3 の合格証書又は別記様式 4 の合格証明書を発行するものとする。

（手数料及び登録料）

第 7 条 前条の合格証書及び合格証明書の手数料は、別記様式 2「剣道級位合格証発行申請書」に記載の手数料・認定料の額とする。

附則

この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。